

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月12日（月）午前9時00分から午前10時08分
2. 開催場所 山江村役場2階大会議室
3. 出席委員（10名）
  - 農業委員 5名
  - 推進委員 5名
4. 欠席委員（3名）
  - 農業委員 1名
  - 推進委員 2名
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第18号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程6 議第19号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程7 議第20号山江村農用地利用集積計画（第6次）に対する意見決定について
  - 日程8 議第21号非農地証明願に対する認定について
  - 日程9 その他
  - 日程10 今後の行事
  - 日程11 閉会
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 事務局係長



借等の解約の承認について」農地法第18条の規定による、別紙の届出があったので意見決定のため審議を求める。令和3年7月12日提出、山江村農業委員会会長。本案件につきましては、農業公社を介した契約の合意解約となりまして、出し手と公社、受け手と公社のそれぞれ2件の通知がっております。2ページから4ページまでが出し手と公社。5ページから7ページまでが受け手と公社の解約通知書と解約申請書及び合意解約書の写しとなります。8ページをご覧ください。農地の明細になりまして、場所につきましては（申請地内容ついて説明）、9ページに地籍図を添付しておりますが現地は（現地について説明）圃場となります。解約の目的としましては、出し手の方が自作をすることとなっております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長

推進委員の方からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

（なしの声）

議長

再度、農業委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

（なしの声）

議長

質疑がないようですので、それでは採決をいたします。議第18号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長

はい。全員挙手により、議第18号は原案のとおり承認いたします。

（〇〇農業委員、〇〇推進委員着席） 9時08分

議長

次に日程6、議第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局係長

それでは、議第19号についてご説明いたします。総会資料の10ページをお開きください。議第19号「農地法第3条の規定による、許可

申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和3年7月12日提出、山江村農業委員会会長。11ページをお開きください。今回、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。(申請内容について説明)。12ページが申請書の写し、13ページに位置図を添付しております。現況写真につきましては、立ち入りが難しい状況であった為、今回添付しておりません。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、14ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては申請者及び担当委員の代理として会長と共に7月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明を行います。7月5日11時20分頃より譲渡人、譲受人、事務局係長、私の4人で現地調査を行いました。(場所について説明)。この土地につきましては20年くらい前に今回の譲渡人の父親と譲受人の間で売買契約が済んでおりました。その後、登記がなされていなかった為、変更がなされておりました。譲渡人の父親が亡くなられて、そのことを知らない譲渡人の方がそのまま相続し名義変更を行って現在に至っているという状況です。今後、登記を行う上で農業委員会の許可が必要になる為、許可申請者ということになります。以上です。審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員会の方、何か質疑・意見等ございませんか。

〇〇推進委員

はい。抵当権が4件ほどについてますが、これは抵当権をつけたまま所有権移転されるのでしょうか。

事務局係長

はい。只今の質問ですけれども、こちらは申請書が提出された時に確認はしておりますが抵当権が入ったまま引き受けるということで、登記事項証明書も確認しましたが金額についても微々たるものであったということで、譲り受けた後に抵当権も抹消しますということを譲受人の方が言われてましたので、当時そういった話でそのまま受けていたという話でもありましたので、抵当権はついた状態のまま譲受人の方が引き取るという話でございましたので報告いたします。

議長

他にございませんか。

(なしの声)



担当推進委員 はい。ありません。

議長 はい。それでは担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方からの質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件17筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件17筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは説明に入ります前に29ページをご覧ください。本案件以降からは農地中間管理事業による集積となっております。いずれも借り手は農業公社となりますが実際の受け手候補者につきましては29ページ右側に記載されている方になります。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の30ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。32ページ・33ページに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、申請者及び会長職務代理者、担当推進委員と共に7月5日に行っております。以上でございます。

議長 それでは事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者より補足説明をお願いします。

会長職務代理者 はい。同じく7月5日10時50分頃ですかね。貸し手の方・借り手

の方・事務局係長・担当推進委員・私の5名で現地調査を行いました。  
(申請地所在について説明)、現在、田植えもしてあって草も刈って綺麗に管理されてました。もう数年前からこういう借り方をしていたという事で今回、農地利用集積の計画書に基づいて農業公社を通して契約することになりました。審議の程、よろしくをお願いします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かございませんか。

担当推進委員 はい。ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方から何か質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方から質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては原案のとおり決定いたします。

議長 それでは次の賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の34ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。36ページ・37ページに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、申請人・会長職務代理人・担当推進委員と共に7月5日に行っております。以上でござ

います。

議長                    それでは事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者        はい。同じく7月5日9時50分、貸し手と借り手の方、事務局係長・担当推進委員そして私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。6月8日に田植えして草も刈ってある状態です。借り手の方も広く農地を耕しているということで、精力的にやってらっしゃると思います。審議の程よろしくをお願いします。

議長                    はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員            はい。ありません。

議長                    はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長                    推進委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長                    再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長                    質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長                    はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては原案のとおり決定いたします。

議長                    それでは次の賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の38ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。41ページ・42ページに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請人及び担当委員の代理で会長、担当推進委員と共に7月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、立会いました私より補足説明をいたします。

議長

7月5日11時10分頃より、貸し手の方・借り手は農業公社ですが作り手の方・担当推進委員・事務局係長・私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。以前、2月の総会の中で作り手を探していた所になります。今回、公社を通す方は以前も作られていたということでした。先ほどの案件の中で出てきた方があります。今後もどんどん作られていくのではないかと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分につきましては原案のとおり決定いたします。

議長

それでは次の賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明を

求めます。

事務局係長

はい。それでは、新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の43ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。46ページから47ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請人及び会長職務代理者・担当推進委員と共に7月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。説明します。同じく7月5日10時15分頃、貸し手・借り手の方、事務局係長・担当推進委員・私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。現状としましては田植えもしてあって草も刈って綺麗にしてありました。貸し手の方のご主人が半年くらい前に亡くなられて作ることができないということでありました。審議の程よろしく申し上げます。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。補足ですけど、貸し手の方が亡くなられる前はですね、以前共同で作業されていたみたいです。そして亡くなられたので1人で田植えを引き継いだという形だそうです。以上です。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方から、何か質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方、何か質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。

新規設定 1 件 2 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 2 筆分につきましては原案のとおり決定いたします。

議長

それでは、次の賃借権と使用貸借権の新規設定 2 件 2 筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

それでは、新規設定 2 件 2 筆分についてご説明いたします。総会資料の 48 ページをご覧ください。賃借権及び使用貸借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。51 ページから 54 ページまでにそれぞれの地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請人及び会長職務代理人、担当推進委員と共に 7 月 5 日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので会長職務代理人より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理人

はい。説明いたします。同じく 7 月 5 日 10 時頃ですね、貸し手と借り手の方と事務局係長、担当推進委員と私の 5 名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。現状は田植えがしてあり綺麗に草も刈ってあって良く管理されております。借り手の方も先ほども言ったように精力的にやっておられますので審議の程よろしく申し上げます。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

もう 1 か所の使用貸借権の所の説明をお願いします。

会長職務代理人

はい。7 月 5 日 9 時 40 分、貸し手と借り手の方と、事務局係長、担当推進委員と私で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。借り手の方が 20 年くらい前から借りてらして、田んぼだったんですけどちょっと生育が悪いということで栗を植えたりしてもあまり良くないということで、牧草ですかね牛の草をずっと植えてらっしゃるということで、現在も牧草が植えてありました。審議の程よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりました。農業委員の方、何か質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、何か質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定2件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により新規設定2件2筆分につきましては原案のとおり決定いたします。

議長 それでは次の賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の55ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。58ページ・59ページに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員・担当推進委員と共に7月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。それでは説明いたします。7月5日9時05分より担当推進委員・事務局係長・私の3名で現地調査を行っております。(申請地所在について説明)。現地としましては、現在 稲作を作付されてまして周囲も大変きれいにしてありました。貸し手の方も出て来られなかったわけですが、数年前にご主人が亡くなられたということで、どうにもできないということでした。また、借り手の方も欠席でしたけれども、認定農家という事と農業公社の方も通してあるからということでございますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありま

せんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からも質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

それでは、質疑・意見等がないようですので採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては原案のとおり決定いたします。

議長

それでは、次に新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の60ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。63ページ・64ページに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請人及び会長、担当推進委員と共に7月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。事務局の説明が終わりましたので私から補足説明を行います。7月5日9時より、貸し手の方は来られませんでした。作り手の方、担当推進委員、事務局係長、私の4名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。昨年まで別の方が耕作をしておられましたが今年から作らないということで、以前この場所の近くで耕作をされていた今回の作り手の方に相談し、作るようになったということであり。作り手の方は近くの人吉の方に農耕機械等は預けているということで耕

作に支障はないということでした。以上です。審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からは質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方から質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 1 筆分につきまして異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により新規設定 1 件 1 筆分につきましては原案のとおり決定いたします。以上 9 件、全事案とも全員賛成となりましたので、議第 20 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程 8 議第 21 号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明を求めます。

事務局係長 それでは、議第 21 号につきましてご説明いたします。総会資料 65 ページをご覧ください。議第 21 号「非農地証明願に対する認定について」農地法第 2 条第 1 項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和 3 年 7 月 12 日提出、山江村農業委員会会長。66 ページが非農地証明願の写しとなっております。(申請地所在について説明)。非農地となった時期や事由につ

きましてはご覧のとおりとなっております。67ページに調査報告書を68ページに地籍図を添付しております。現況の詳細につきましては67ページに記載のとおりで、既に山林化しているものとみています。現地調査につきましては、申請者と担当委員代理で会長、担当推進委員と共に7月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。7月5日11時35分頃より、申請人の方・担当推進委員・事務局係長・私の4人で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。この田に行く道路もなくて山林化されているような状況でしたので非農地願について審議の程、よろしく願いいたします。周りの農地についても後から非農地の追加が出てくるのではないかとの意見がありましたので、よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、何か質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

質疑がないようですので、それでは採決をいたします。非農地証明の認定について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、非農地証明願に対して認定し証明書を発行することで決定いたします。

議長

次に日程9「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局係長

その他について説明。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

それでは次に、日程 10「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いします。

事務局係長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程 11「閉会」に移ります。以上をもちまして、農業委員会 7 月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和3年7月12日(月)午前10時08分終了

議長\_\_\_\_\_⑩

委員\_\_\_\_\_⑩

委員\_\_\_\_\_⑩